

国立市立国立第二小学校PTA規約

- 付録1. 国立市立国立第二小学校PTA規約の補完資料
- 付録2. PTA行事総合補償制度のご案内

国立市立国立第二小学校 P T A 規約

第1章 名称と事務所

第1条 本 P T A（以下、本会という）は国立市立国立第二小学校 P T A といい、事務所を同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は、学校と家庭と地域社会との関係を緊密にし、協力して児童の環境を守り、あわせて民主教育の理解を高めることに努力する。

第3章 方針

第3条 本会は、第2条の目的達成を目指す民主的団体として活動する。

第4条 本会は、特定の政党・宗教にかたよることなく、また、営利的行為や本来の教育目的以外の団体及びその活動に参加してはならない。

第5条 本会は自主独立のものであって、他の団体の支配や干渉を受けない。

第6条 本会は、教育諸問題について話し合い、教育活動を助けるために意見を交換するが、直接学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章 活動

第7条 本会は、次の活動を行う。

- 1 本校児童の教育について、教職員と保護者が話し合い協力し合う活動
- 2 本校児童の安全を守り、環境をより良くする活動
- 3 会員の教養を高め、相互の親睦を深める活動
- 4 その他、本会の目的を達成するための活動

第5章 会員

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第9条 会員は全て平等の義務と権利を有する。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

② 本会の会費の額は総会で定める。

第11条 会費納入の困難な会員については、会費を免除することができる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第7章 会計監査

第13条 本会の会計は、随時監査し総会に報告する。会計監査委員は3名（保護者2名、教職員1名）とし、委員を兼ねることはできない。保護者側の会計監査委員は対象学年を限定せず、全保護者から選出する。

第8章 委員

第14条 保護者の互選により、各学年6名を基準として学年委員を選任する。ただし、この限りではない。

② 学年委員は、新年度の定期総会の1週間前までに選出し、その任期は1年とする。ただし、任期満了後であっても、新年度の学年委員が選出されるまでその職務を行う。

第15条 学年委員の集まりを学年委員会とする。

② 学年委員は、学年委員会を開催する権利を有する。

第16条 全学年委員の中から互選により、次の専門委員を選任する。

執行部

- 1 代表 3名
- 2 会計
- 3 書記・I T
- 4 委員選出担当
- 5 クラスイベント担当
- 6 育成会担当（家庭教育学習会、に一だんご、はずむ編集）
- 7 校内委員

8 校外委員

② 専門委員の人数は各年度の状況で見直す。

第17条 教職員の互選により、3名以上の委員を選任する。

② 委員の中から副代表1名を選任する。原則として副校長が務める。

③ 前項のほか、必要に応じて第16条2号から8号の専門委員を選任する。

第18条 委員の任務は次のとおりとする。

① 学年委員

学年委員は、各学年のPTA活動の充実に努める。

② 専門委員

ア 代表は、

- ・ 本会を代表し、会務を総括する。
- ・ 総会及び全体会を招集する。
- ・ 校内外の連絡の窓口となる。

イ 会計は、

- ・ 予算議案を作成し、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- ・ 総会において会計監査を経た決算報告をする。
- ・ 本会の財産を管理する。

ウ 書記・ITは、総会ならびに全体会の議事等、活動に関する事項を記録して会員に報告する。また、委員の文書ファイルの作成支援を行う。

エ 委員選出担当は、次年度委員選出が円滑に進むように準備、調整や連絡をする。

オ クラスイベント担当は、各行事で必要な場合にボランティア募集を行う。

カ 育成会担当は、育成会との共催行事を担当し、育成会定例会に出席する。

キ 校内委員は、児童の健やかな発育を目的とする活動と、校内における児童を取り巻く環境をよくするための活動をする。

ク 校外委員は、児童の校外生活の安全を守るための活動と、児童を取り巻く環境をよくするための活動をする。

第9章 総会

第19条 総会は、本会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会とに分ける。

② 定期総会は年度の始めに開き、臨時総会は必要の都度開く。

第20条 総会の通知は議題とともに総会の7日前までにこれを行う。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第21条 総会は全会員をもって構成し、5分の1以上の出席によって成立する。議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、第23条1号については3分の2以上の賛成を必要とする。

第22条 総会には次の事項を付議する。

- 1 規約の制定または変更に関すること
- 2 予算を決定し、決算を承認すること
- 3 活動状況及び会員の動静に関すること
- 4 新委員の承認
- 5 その他必要な事項

第23条 総会の議長は、その都度総会において決定する。

第10章 委員全体会

第24条 委員全体会は、総会に次ぐ議決機関である。

第25条 委員全体会は、学年委員全員及び教職員の委員により組織し、過半数の出席によって成立する。

第26条 委員全体会は、各学年の活動を交流・調整・援助し、全体に関わる問題を審議し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第27条 委員全体会は、総会によって委任された事項のほか、次の事項を処理する。

- 1 活動計画及び予算を審議する。
- 2 学年委員・専門委員からの報告を検討する。
- 3 総会に提出する議案を審議する。
- 4 予備費の支出を決定する。
- 5 委員に欠員の生じた場合処理にあたる。
- 6 必要に応じて臨時委員会を設ける。
- 7 第32条の規定に基づきサークルの発足を承認する。
- 8 弔費等支給規定を改定する。

- 9 会員に委嘱して国立第二小学校PTA広報誌を発行することができる。
- 10 学習・文化活動を実施する。この場合には、会員に企画運営を委嘱することができる。
- 11 その他緊急事態が発生した場合、これに対応する。

第11章 校外組織

- 第28条 校外組織として地区班をおき、班長1名を互選する。
- 第29条 地区班は、地域における保護者と児童の交流・親睦を深めるための活動をする。
- 第30条 各地区班は、校外委員と連絡を密にし、活動にあたる。

第12章 サークル

- 第31条 会員は、委員活動とは別に、PTAサークルを組織して自主活動を行うことができる。経費などは自己（サークル）負担とするが、委員全体会の承認を得たものについては、会費の中から支出することができる。サークルを新設するときは、次の事項を確認の上、委員全体会で承認され発足するものとする。
- 1 営利を目的にしないこと
 - 2 特定の宗教・政党に関わる活動でないこと
 - 3 PTA会員相互の研修及び親睦を目的とすること
 - 4 特定の学年または学級を対象としないこと

第13章 委嘱委員

- 第32条 国立市教育委員会等の公的機関から委員委嘱の依頼を受け、これを選出する必要がある場合には、委員全体会の責任で保護者の中から選出することとする。
- ② 委員としての手当を受ける場合には、これを個人の報酬とする。
- ③ 委員は必要に応じて委員全体会に出席する。

弔費等支給規定

弔費等の支給は次の基準による。

- (1) 弔費
- ア 児童及び会員・・・10000円
- イ 教職員の配偶者・・・5000円
- (2) 火事見舞いはその都度会員に通知し全校カンパとする。
- なお、いずれの場合も返礼は一切行わないこととする。

1978（昭和53）年5月15日	施行
1992（平成4）年7月9日	一部改正
1994（平成6）年2月8日	一部改正
1994（平成6）年2月26日	一部改正
2002（平成14）年3月14日	一部改正
2006（平成18）年5月2日	一部改正
2008（平成20）年5月1日	一部改正
2009（平成21）年3月5日	一部改正
2012（平成24）年4月26日	一部改正
2023（令和5）年12月16日	一部改正
2025（令和7）年5月6日	一部改正